

令和8年5月15日  
国土交通省関東地方整備局  
総務部

## 指名停止措置について（2）

関東地方整備局は、株式会社大林組（所在地 東京都港区）に対して、指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ 埼玉県政記者クラブ 神奈川建設記者会 横浜海事記者クラブ

<問い合わせ先>

関東地方整備局 総務部

電話：048-601-3151（代表） FAX：048-600-1370

○契約課 課長 榎本（内線：2511）

○契約課 課長補佐 園田（内線：2517）

電話：045-211-7412（代表） FAX：045-211-0205

契約管理官 小宮（内線：5880）

経理調達課 課長 兒玉（内線：5870）

○は本件の主務課です

## 指名停止措置の概要

### 1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者	住所
株式会社大林組	東京都港区港南2-15-2

### 2. 指名停止措置期間

令和8年5月15日から令和8年6月14日まで（1カ月）

### 3. 指名停止措置対象区域：関東地方整備局管内

### 4. 事実概要

当該業者は、山梨県内で施工中の中央新幹線第四南巨摩トンネル新設（東工区）ほか工事において、令和6年10月4日に発生した協力会社の作業員が負傷した労働災害に関し、所管の労働基準監督署に事実と異なる説明を行っていた。

この件について、当該業者及び当該業者の社員2名は、令和8年3月24日付で鰺沢簡易裁判所から、労働安全衛生法違反により、それぞれ罰金20万円の略式命令を受けた。

### 5. 指名停止措置理由

有資格業者である当該業者の社員が労働安全衛生法違反により、罰金刑を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）別表第2第15号（不正又は不誠実な行為）に該当する。

#### <指名停止措置要領別表第2第15号>

措置要件	期間
（不正又は不誠実な行為） 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から1カ月以上9カ月以内